

役員退職手当規程

第1条 公益財団法人食品流通構造改善促進機構(以下「機構」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

第2条 役員が退職した場合の退職手当の額は、在職期間1月につき、その者の退職時における報酬月額に100分の12.5を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員が在職中に満65歳に達した場合の退職手当の額は、満65歳に達する日までの在職期間にあつては、満65歳に達する日までの報酬月額により、満65歳に達した日以降の在職期間にあつては満65歳以降の報酬月額により、それぞれ前項の算定方法により算出した額の合計額とする。

3 会長は、機構の予算その他特別な事由があると認めるときは、前項により算出した額の範囲内で、これらの事由を考慮した退職手当の額を定めることができる。

第3条 退職手当算定の基礎となる在職期間の計算は、機構の役員として引き続いた期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算については、就任の日から起算して暦に従って月数により計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

3 役員が、任期満了の日の翌日に再び同一の役職に就任したときは、引き続き在職したものとみなす。

第4条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

第5条 前条の遺族の範囲及びそれらの者が退職手当をうける順位については、公益財団法人食品流通構造改善促進機構の職員退職手当規程第12条の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程の変更は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後基準日以降に退職した場合における退職手当の額は、変更後の第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりそれぞれ得られる額の合計額とする。

(1) 基準日の前日までの在職期間に係る退職手当の額

その者の基準日の前日における報酬月額に基準日の前日までの在職期間の1月につき100分の25の割合を乗じて得られる額

(2) 基準日以降の在職期間に係る退職手当の額

第2条第1項の規定を適用して得られる額

附 則

この規程は、平成28年3月23日から施行する。